

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接収土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878

2

全沖繩軍用地所有者大會

主 催
市町村軍用土地委員会連合会

期 日
一九五五年四月十三日

於 那 羅 劇 場

軍用地地主大会運営規則

- 一、本大会の運営を左の通りとす。
- 二、本大会の運営は準備会に於いて推薦された委員に依て運営されるものとす。
- 三、本大会の運営委員は十名とす。
- 四、本大會議長は運営委員の互選に選出せられ大会の全般を統率す。
- 五、本大会の議事進行は進行係によつて進行せられ動議提案はのらかじめ進行係に提出し運営委員の協議により処理される。
- 六、本大会の進行中会場の秩序を乱し好ましからぬ言動のある場合は議長は会場外退去させることが出来る。

以上

|| 目 次 ||

- 一、軍用地所有者大会運営規則
- 二、宣言綱領の採択
- 三、要望事項の決議
- 四、協議事項の審議決定
- 五、綱領要望事項の簡単な説明
- 六、参考資料

- A、市町村別軍用地筆数、坪数、軍賃貸料一覧表
- B、訴願集計表
- C、市町村別地目、等級別の軍賃貸料と訴願適正額の坪当
り比較表
- D、沖縄郡島地目別軍用地、民使用地比較表
- E、補償要綱案

宣 言

米合國による自由諸國の防衛と安全のため軍用地にされた吾々の所有地は終戦後十年に至る今日未だに納得承服出来る民主的且適正な補償の道が講じられてない事を遺憾とする。

茲に吾々軍用地所有者は戦争犠牲の一方的負担を排除し軍使用民使用の何れを問わず公平な財産収益の享受がなさるべきであり又犯さるべきではない事を信する。依つて吾々は凡ての軍用地問題の具体的解決方を軍民両政府並びに立法院に希求すると同時に財産権の擁護と軍用地問題から生ずる不安と貧苦の打破に団結し努力する事を誓うものである。

一九五五年四月十三日

右宣言す

綱領

- 一、低廉なる現行の賃貸料を適正妥当な賃貸料に早期引上げの実現を期す。
- 二、買上値による無期限使用料の一括払い反対しその阻止の万全を期す。
- 三、適正な補償を伴わない強制立退き絶対反対。
- 四、布令第九一号、第二〇九号、布告第二六号及び附則布令を改廃せよ。
- 五、軍用地主務機関の設置と示達事項の元化をはかれ。
- 六、米軍の使用に供する土地等の補償法の早期立法を期す。
- 七、土地収用審理委員会に米軍と同等の琉球人を参加せしめよ。
- 八、主席以下立法院代表、土地所有者代表の早期渡米の実現を期す。

要望事項

- 一、減失地、軍道路に対する補償支払を促進して戴き度い。
- 二、米軍演習のために生ずる休業並に農作物損害補償の支払を早急に実現。
- 三、国務省関係無線地域の地税の早期支払。
- 四、解放地復元補償の政府による補償請求支払の実施。
- 五、土地収用審理委員会審理終了と共にその裁決を発表して戴き度い。

決議事項

- 一、軍用地問題の総合的解決促進のため立法院代表、政府代表、土地所有者代表の渡米に際し、「米軍の使用に供する土地等の補償要綱（立法院通過案）」に基き折衝を進め実現を期せられん事を本土地所有者大会の名に於いて委任する件。
- 二、軍用地問題の総合的解決のため米国に派遣する代表に軍用土地所有者代表を参加せしめる事を要請。
- 三、開会中の定例議会において伊江島間諭部落、宮野瀬村伊佐浜部落の立退者並に耕地を失う人達に対し適正な補償を軍民負担の如何にかかわらず実施する様立法院に要請する。

綱領の簡単な説明

一、低廉な現行賃貸料の適正額への引上げを期す。左記表A・B・C並に参考事項に示してある通り現行の軍貸料は余りにも低廉で承服し難い。日本が現在施行している「米軍の使用に供する土地等の補償要綱」に準じ純収益の八〇%に引き上げるべきであり、日本同等の取扱いと支払方の実現を期すべきである。

A 伊野瀬村に於ける軍民賃貸料比較表（実例）						
軍 用 地 面 積	賃貸額(1) 年 間	(A) 年 間 賃 貸 料	現 在 賃 貸 料	年 間 賃 貸 料	Bを100とし てAの 比 較	
當 地 面 積	當 地 面 積	當 地 面 積	當 地 面 積	當 地 面 積		

宣野湾	233	41,042坪	299,381	7.円07銭	18,481坪	925,760円	50 円	14.14%
新 城	87	21,010	158,052	7. 52	2,600	121,200	46	16.35
赤 堀	67	15,385	111,993	7. 27	3,718	170,560	45	16.15
上 原	5	1,814	9,749	5. 37	388	15,320	39	49
真 志 原	12	1,769	9,450	5. 34	1,675	75,050	44	12.14
宇 志 原	101	16,497	96,385	5. 87	3,987	198,750	49. 84	11.78
宇 志 原	126	15,120	118,334	7. 82	4,804	462,300	96. 23	8.13
伊 佐 真 下	69	13,795	107,012	7. 75	1,799	89,485	49. 70	15.59
伊 佐 真 下	39	4,281	35,868	8. 37	1,013	49,275	48. 64	17.21
仲 曾 天 間	62	12,376	80,773	6. 52	2,798	131,277	46. 90	13.90
仲 曾 天 間	2	231	1,177	5. 09	230	14,500	63. 04	8.07
計	803	143,320	1,019,674	7. 11	41,493	2,253,477	54. 30	13.09

B 米國民政府財產管理課が琉球人に賣せしる實例

村 名	字	小 字	地 番	地 目	地 號	年 賣 價	年 賣 料	年 均 當 單 価
宜野 灣	普 天 間	東	鳳	601	日 本 道	519坪	306円	6円
大 山	大 山	名利額	鳳	1,326坪	"	306.50	7.356	24
普 天 間	東	鳳		716	"	20,16	1,209.60	60

-(6)-

C 米國人軍屬の借地せる實貸借實例

村 名	字	小 字	地 番	地 目	等 級	地 號	實 貸 價	年 均 當 單 価
宜野 灣	大 山	後 原	806	烟	3	81坪	7,800円	97円53
"	"	東 原	472	宅 地	2	83	9,300	100
"	"	"	474	原	1	54	5,184	96

-(7)-

1) 買上げ値による無期限使用料の一括払に対する阻止の万金を期す。

一九五四年三月副長官並にラムリー主席民政官が無期限使用料の一括払に対する方針の発表があり、それと共に当連合会に於いては一九五四年三月廿六日評議員会を開催し直ちに各村土地所有者の一括払に対する意見を聽取、五月七日集計致しました処、要調査人員一八、九六一人に對し一括払に対する反対する者二八、九四人、一括払に賛成する者四七人で土地所有者の殆んどが一括払に對する反対の意を表明して居ります。更に一九五四年十月四日附全島各團體三十二の御意見を承りました処その全部が反対の意見であることを知りました。当連合会と致しまして

1、琉球の國際的地位が明確にされてない現状に於いて琉球の領土権が無期限に拘束される様な事態を招いてはいけない。所有権はそのまま從来の土地所有者に残存せしめると言つても使用権・占有権・地益権が無期限に買上げられた後の空文化された所有権が何物をも意味しない、無価値となり、且又譲和条約に於いてダンス長官が日本に対し残存主権を認めると言明した事項を実質的に失わしめる可能性を大

ならしめる。

2 現在アメリカ人のみによる米国土地収用委員会に於いて布告一六六号の訴願審理が行われてゐる。この審理は低廉なる軍の賃貸料に対し土地所有者はこれを不服としてその値上要望のためになされた異議申立てあり訴願である。この訴願審理は既に六回も終了しているが未だに裁決もなされていない現状である。

然るにこの低廉なる賃貸料を基礎に於いて換算された買上げ値に等しい一括払がなされる事は土地所有者にとって絶対に承服出来ないし希望もない。

然して斯かる一括払が計画されているとするならば訴願審理を続行して行く米国の趣旨を土地所有者は理解出来ない。土地所有者と米合衆国が公平に納得出来る適正賃貸料の決定が先決優先されるべきであり一括受取りに對しては目下考へる必要はない。

右二項は琉球の地位並に經濟に及ぼす影響が至大であるしあくまでも琉球の自主性の上に立つて解決されねばならない。

三、適正な補償を伴わない強制立退きに絶対反対。

適正補償が伴わない強制立退きの事実に對しては伊江村真謝部落代表、宜野湾村伊佐浜部落代表に委細に報告して貰くことにした。吾々は國家統治者等が公共施設並に社会福祉のために行う土地収用権力を否定するものではないが、然し如何なる場合に立入るとも個人財産が適正妥当な補償の道を譲ぜずして権力行使による強制執行される事には個人財産権の侵害であつて斯かる行為は人道的にも許し難いことである。

四、布令九二号、(○五月一〇九号布告第二六号及び附則布令)の改廢。

A、布令第九二号

第四条 よつて琉球政府主席に對し次の事務を遂行し且つ責任を負う権限を附与しこれを行ふ事を命ずる
る。(1)契約書DA九一一三三〇トE.C.I一四八号及び別紙契約書の書式によつて前記の主たる賃借
契約を完遂する上に必要な程度に個々の地主と琉球政府間の賃借契約を作成し実施し交付及び琉球政
府が堅くこれを守る事。

B、布令一〇五号

第四条第一項

との布令にうたわれた土地の個人所有の代行者となり後所有主及び同各人の代行者として一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至る迄該所有主の土地の使用及び借地料支払に關し該使用主と米国政府間の土地賃貸契約を締結してこれを手交する。追つて米国政府が作成して行政主席へ引渡される「財産表」には地目及び借地料の割当金額別に項目毎に明記してある。

右布令A-Bの布令抜粋に記された様に吾々所有主と行政主席との間に契約さるべきであるが肝心な賃貸料の取扱めに對しては布令一〇五号の第四条第一項に基く財産表に明記されてある額でなされ、主席に對し適正な賃貸料評価の権限とそれに伴う契約書の書式等にはふれてない。

評価通りおしつけてくるから契約は到底出来ない。又別紙契約書とある契約書の中にも期間を二〇ヶ年と定

め經濟状態に応じて貯貸料の変更がなされる様な条項は規定されてないから益々困難である。

布令九一号の契約権を主席に附与するならば評価権をもってその土地の状況に応じて所有主も政府も納得出来る様な契約の様式に改めるべきである。

布告二十六号

「一九五三年四月二十八日を基礎として算定された貯貸料」を本旨とする「土地収用委員会に於いて審理されその裁定額はそれが第二条に基き登記された見積価格に比し増減の如何にかかわらず最終決定となる。これは既に義務を生じている貯貸料及び今後年々生ずる貯貸料の双方に適用される」とある様に収用法の一般常識である。「収用委員会の裁定に不服の時にはその土地の裁判に訴える事が出来る」の項を削除して最終決定としている点、又一九五三年の土地関係に於いて法的に所有権行使が抑制され又社会状態も軍用地代が確定支払われる迄は民間地料の支払も一般的になされなかつたにもかかわらず斯かる法的又は社会現象を無視して基準を決定し然もこれが最終決定となり永久不変である事により所有主は非常に不満であり且不服であるので借地契約を命令様式でなく相互契約が出来る様改める事により又民主的収用法を採用することにより布告二十六号は不用となる。契約であるのが収用であるのか單に既成事実を確認し支払いをする様な斯かる布告は必要でなくなつてゐる。

五、軍用地主務機関の設置と示達事項の一元化

琉球政府に於いては布令第一号、一〇五号、一〇九号、布告二十六号に伴う取扱い事務担任の明確を欠き且つ諸軍用地問題の総合的検討、研究、遂行並に軍用地所有者の軍との連絡、質疑、応答等、責任を以つて処理する統一機関がない為、琉球の最大にして最高の問題とする或は琉球の政治の八〇%を軍用地問題で解

六、軍用地上務機関の設置と示達事項の一元化

決するといふ現状に於いてそれに対応する主務機関を設けるべきで一九五三年以来連合会議としては何回となく政府、立法院に進言し所信をなして来たが未だにその設置をみてないのは残念である。軍用地所有者に責任をもつ機関を設置してこそ現在直接軍DE或は航空隊が町村と折衝し琉球政府は事がむづかしくなるから知る状態におけるので是正し或は又軍と町村間の意志疎通、実状の把握が出来ない為に生ずるあらゆるむづかしい問題を事前に処理し隘路を開く事が出来る。

六、米軍の使用に供する土地等の補償法の早期立法を期す。

一九五四年四月本立法院開会と同時に本件を陳情したが未だに立法する迄に至っていない。そのため伊佐浜、眞親部落の人達並びに収用告知書を発送された町村や所有者に非常迷惑を及ぼしている。法や政治よりも事実が先行する事態は一日も早く是正さるべきであり、該件を早急に立法し軍用地所有者を安堵せしめるべきである。

七、土地収用委員会に米軍と同等数の琉球人を参加せしめる事。収用審理に当つては賃借人、貸借人並に学識経験を有する者の三者の構成によつて運営されるべきであるに拘らず布令第一〇九号の収用委員会は賃借側である米合衆国人のみによつて構成されている。

公正なる審理と裁決は賃借人、貸借人双方の合議と協力によつて生れて来る。収用委員会の構成に片手落ちがあつてはその審理裁決をも疑わしめる結果を招く。立法院も該件、決議申言したが未だに実現しない。軍用地所有者の意志の代表を送るべきである。

八、主席、以下立法院代表、土地所有者代表の早期渡米の実現を期す。
軍用地関係布令布告の改正、軍用地に関する補償並に適正賃貸料の設定その他軍用地問題の総合的且合理的的
解決は一九五四年十一月十日オクデン副長官の記者会見の時の談話によつても明らかにされた如く、直接米
議会に折衝せねば解決が難事であり出先機関の駐屯軍では考慮し難い事が判断された。

依つて速やかに主席以下を米国に派遣し直接事情を究明し折衝する事が最も緊要である。

要望事項の簡単な説明

一、減失地、軍道路に対する補償の支払を早急にして戴き度い。
那覇市星花町一丁目、三丁目、住吉町一丁目、計七二筆、五、一七九坪六合四勺が軍により那覇港拡張工事
のため海になつてゐるが該地の借地料は勿論の事、各種補償の途が全く講じられぬままに今日に至つて
いる。D.E.U.S.C.A.R.政府に陳情、支払請求をなしているが全くその見透しあいてない。該土
地所有者は全く悲愴にくれている。

又琉球全島にわたる膨大な軍用道路が右の通で軍側に請求すれば、ガロア施設だから琉球政府の責任で支払
されるべきで米軍はその資金を援助しなければならぬと思つてはいる。且下ワシントンに問合せ中だと言う。
琉球政府に行けばこれは軍道路米軍が支払いすべきだと言つて、どの様にしてこの補償費を受取り請求する
か、具体的に未だその責任区分も判明しない。

具体的な事実、対しては直接大会に於いて土地所有者の説明による。

二、米軍演習のために生ずる休業並に農作物損害補償の早期支払の実現。

委細な事実に対しては大会に於いて被害者側から説明することとして金武村伊芸区は一年の中三二七日が演
習通知を受け、その度毎に田畠や山に対する立て禁止となり且家族の引越しをなしている。特に喜仙原一部
落がその度毎に遠く金武あたり逃避せしめられ仕事をなす事が出来ないに拘らず、それに対する補償の途が
講じられてない。畠には適期に適作、作物には施肥の時期と中耕除草が最も緊要だがそれをなす事が出来な
い。砲声銃声のところは養鶏養豚に迄影響が來ている。これ等の人達に休業補償と農作物の損害補償の
途が講ぜられるべきである。

三、國務省無線関係地域の地料の早期支払。

恩納村方座毛、國頭村桃原に施設された無線地域が國務省関係たるを理由に未だに賃借料の支払がなされて
ない。陸軍、海軍、空軍、國務省と別々の支払とすることなくその予算を適正な額に一元化し琉球軍用地總
面積に応じて一括予算の基に支払うべきであり政府も斯る方面に政策を進め琉球に於ける米国使用面積の地
料総額の受領方式を確立すべきである。

四、解放復元補償の政府による補償請求支払の実態。

北谷村砂辺が二筆、一二九名の所有に係る約五万余坪が一九五四年四月に解放されたが該地域は軍に依る
採石、採砂のため岩石又は海に化し使用不可能の状態のままで使用する事が出来なくなつてゐる。爾米D.E.
と折衝を続けてゐるが一年になる今日迄その補償の実現をみてない。斯かる地域が具志川、美里、各地にあ
り、その集計中であるが解放月日の不明確並に解放示達の不明確から来る事務の粗漏且認證が足らすそのま
まの状態におかれている。政府は速やかに該当地域の調査を進め当然の権利として与えられている所有者へ

の復元補償を早急に実現せしむべきである。

五、土地収用委員会の審理終了と共に速かにその裁決を発表して置き度い。

既に六回に亘る訴訟審理を終了しているが未だに一回の裁決結果も発表されてない。その裁決如何が軍用地所有者の重大な関心事でありその動向を左右する。速やかに裁決結果を知り今後の所有者のるべき道を講じて行きたい。

アメリカ合衆国の用に供する土地等の補償要綱案

(目的)

琉球に於てアメリカ合衆国（以下合衆国といふ）軍隊の用に供する土地の使用に伴う賃借料、損失補償及び其の他の補償の算定基準については、本要綱の定めるところによる。

(算定基準)

補償については、左に掲げる基準による。

一、土地賃借料

A 農地については、当該土地の農業經營から得られる一切の推定農業収入から支出すべき推定農業經營費（自家労務費を含ます）を控除した推定農業所得額。

B 营業用地（民衆國軍隊の使用により他に転じての營業を行うことが客観的に不能な土地についてば、当該營業の推定収入から支出すべき推定經營費（自家労務費を含ます）のうち当該土地が挙げ得べき部分の額。

除去移築の費用一切又は同質同量の推定再建設又は再取得に要する費用。

6 移転料、祭し料

所要経費
切。

7 休業補償

移転のため通常必要とする休業の期間に応する当該営業の予想純収益及び従業員に対し支払すべき退職手当等。

B 中間補償

減失せる土地又は道路については、中間補償するものとし、当該土地の近傍類似の土地を取得するに要する費用。

C この要綱に基準にないもの又は特殊異例にわたるものについては、個々の事実によりこの要綱の類似する

条項を準用して算出した額を補償額とする。

二、雜作料又は転業資金

合衆国軍隊の用に供する土地から立退くものについては、前各項の補償の外土地又は権利の種別によりそれらに応じて雜作料又は転業資金を補償し、既使用地についても上記の方法を勘案し週及補償をするため、これら

の算定基準を左記の通り定める。

A 農地については雜作料として当該農地を利用して得られる推定年間農業所得額の五年分とする。

B 農地以外の土地又は権利については、転業資金として当該土壟又は権利を利用して得られる推定年間所得額に対して、それ

種別に応じ前項による補償額に相応する算定額とする。

